

2 割賦販売

[割賦損料率（年利）]

	要件	機構申込	商工会・ 商工会議所 申込
I 料率	直近決算の自己資本比率が30%以上、かつ、直近決算3期のすべてが経常利益（黒字）の場合	1. 7%	1. 6%
II 料率 (標準 料率)	直近決算の内容がI料率、III料率のどちらにも該当しない場合 又は 創業者の場合	2. 0%	1. 9%
III 料率	直近決算の自己資本比率が0%以下、かつ、直近決算3期中2期以上が経常損失の場合（※の場合を除く。） 又は 白色申告の個人の場合	2. 3%	2. 2%

※ 中小企業の新たな事業計画の促進に関する法律第9条第1項の規定により承認を受けた経営革新計画に基づき設備を導入する場合（この場合はII料率（標準料率）を適用）

[支払期間] 5年又は7年

[支払方法] 口座振替により、月賦又は半年賦払い

[支払日] 毎月12日（ただし、7年割賦で三者立会い検収日が3月13日から3月31日までのご利用者様は、毎月末日）

[支払金額] 設備価格＋割賦損料

[元金据置期間] 1年

[所有権] 支払いが終了するまで、所有権は機構に留保され、支払終了後、ご利用者様へ所有権を移転します。

[火災保険] ご利用者様のご負担により、割賦期間中、機構が代理店契約を締結している保険会社で、設備に火災保険を付保していただきます（地震、水災等は保険の対象外となります）。設備が車両の場合は、車両保険を付保していただきます。

[固定資産税] ご利用者様のご負担により、固定資産税の申告、納税をしていただきます。

[支払計算例] 設備価格1,000万円、期間7年、割賦損料率1.9%の割賦販売契約を締結した場合

	支払期日	支払金額	元金	割賦損料	備考
貸与決定日	H29.4.28	—	—	—	
設備引渡日	H29.6.6	—	—	—	割賦販売契約締結（三者立会い検収日）
—	H29.6.13	—	—	—	割賦損料の起算日
1回目	H30.5.12	174,166	0	174,166	損料＝元金×1.9%×11か月/12か月
2回目	H30.6.12	159,033	143,200	15,833	損料＝元金残金×1.9%×1か月/12か月
↓	↓	↓	↓	↓	
74回目	H36.6.12	137,116	136,900	216	
合計		10,759,604	10,000,000	759,604	